

## ○維持点検等業務委託に係る最低制限価格制度 の対象契約について

〔平成27年10月23日 建管第1630号  
各総合振興局長、留萌振興局長あて建設部長〕

このことについて、「維持点検等業務委託に係る最低制限価格制度の事務手続について」(平成27年10月23日付け建管第1629号農政部長、水産林務部長、建設部長通達)2の規定に基づき、建設部長が別に定めるものについて次のとおり定めたとので、事務処理を適切に行ってください。

### 記

対象となる契約は、建設管理部が発注する、次の施設等に係る維持点検等の委託契約とする。

- (1) 河川法（昭和39年7月10日法律第167号）に規定する河川管理施設又は河川区域
- (2) 海岸法（昭和31年5月12日法律第101号）に規定する海岸保全施設又は公共海岸
- (3) 砂防法（明治30年3月30日法律第29号）に規定する砂防設備
- (4) 地すべり等防止法（昭和33年3月31日法律第30号）に規定する地すべり防止施設
- (5) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）に規定する急傾斜地崩壊防止施設
- (6) 道路法（昭和27年6月10日法律第180号）に規定する道路及び道路附属物
- (7) 漁港漁場整備法（昭和25年5月2日法律第137号）に規定する漁港施設
- (8) 下水道法（昭和33年4月24日法律第79号）に規定する下水道
- (9) 都市公園法（昭和31年4月20日法律第79号）に規定する公園施設
- (10) 航空法（昭和27年7月15日法律第231号）に規定する空港
- (11) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年4月5日法律第73号）第2条の規定により指定された豪雪地帯に設置した雪崩防止施設

（建設政策局建設管理課工事管理グループ）